

【事案Ⅱ－18】後遺障害共済金請求

・平成 29 年 12 月 18 日 裁定申立て取下げ

<事案の概要>

約 3m の高さから落下し受傷、同日に医療機関にて腰椎破裂骨折、右頸腓骨骨折と診断され入院。手術・リハビリ治療後、平成 29 年 3 月 15 日症状固定。右足関節および腰部とも可動域制限を残す後遺症状の診断を受けた。申立人は右足関節の支払割合については 20%（第 8 級）を主張しているが、被申立人は右足関節の支払割合 5%（第 10 級）としたため、不服であるとして申立てがあったもの。

なお、申立人は、特約 1,000 万円に合計支払割合の差 15%（30%－15%）を乗じた 150 万円を追加請求している。

<申立人の主張>

被申立人は終身共済の被共済者災害給付特約共済金 150 万円を申立人に支払え、との判断を求める。（先に支払われた共済金の追徴分）

- （1）平成 26 年 10 月 6 日ペンキの塗装作業中に足場の樹が折れた約 3m の高さから落下し、同日に医療機関にて腰椎破裂骨折、右頸腓骨骨折と診断され入院。手術・リハビリ治療後、平成 29 年 3 月 15 日に症状固定となった。
- （2）右足関節および腰部とも可動域制限を残す後遺症状の診断を受けた。
- （3）被申立人より、右足関節の後遺障害の支払割合が 5%、腰部の支払割合が 10% の決定を受け、平成 29 年 4 月 20 日共済金 150 万円（支払割合合計 15%）が支払われた。
- （4）医療機関担当医師診断の計測値では左足 90 度（健側の可動域）、右足 40 度（患側）であり、患足右足の可動域制限は 2 分の 1 以下に制限されていると認められている。
- （5）これは、被申立人の約款・事業規約によれば第 8 級 101 号「1 下肢の 3 大関節の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当し、支払割合は 20% となる。
- （6）よって支払割合は、右足関節 20%、腰部 10% の合計 30% となり、給付金は 300 万円となるため、被申立人の判断には不服である。差額 150 万円を追加請求する。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- （1）約款・事業規約に「下肢の関節の機能に著しい障害」および「下肢の関節の機能の障害」の解釈は、上肢の取扱いに準じるとあり、「上肢の関節の機能の著しい障害」とは、「関節の運動範囲が生理的運動範囲の 1/2 以下のもの」、「上肢の関節の機能の障害」とは「関節の運動範囲が生理的運動範囲の 3/4 以下のもの」であるとしてい

る。

- (2) 「生理的運動範囲」とは、正常値で関節を可動し、または可動させることができる運動可動域（運動範囲）をいい、日本整形外科学会および日本リハビリテーション医学会により決定された方法による。ここでは足関節の生理的運動範囲は「背屈 20 度／底屈 45 度」とされており、合算すれば 65 度である。
- (3) 申立人が被申立人との間に締結した約款・事業規約上、申立人の右足関節に生じた機能障害は、生理的運動範囲と比較して障害の程度を決定すべきであることは明白である。
- (4) 申立人の右足関節の運動範囲は 40 度であり、同部位における生理的運動範囲は 65 度であることから、申立人の右足関節の運動範囲は、生理的運動範囲の 1/2 以下（32.5 度以下）には該当せず、3/4 以下（48.75 度以下）となり、第 10 級 124 号（1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの）に該当する。よって、決定を変更する理由がない。

＜裁定の概要＞

- (1) 審議会では、申立人の主張する「患側の運動範囲と健側のものとの比較」および被申立人の主張する「患側の運動範囲と生理的運動範囲との比較」について、契約上の取扱いの妥当性等を審議するなかで、当診断書の測定方法・結果について、自動によるか他動によるものかなどを含めてあらためて確認するため、被申立人に調査を求めた。
- (2) その結果、担当医の診断書への記入ミスが発覚し、修正された測定数値に基づき約款・事業規約を適用すると、申立人の主張する右足関節にかかる第 8 級（支払割合については 20%）の後遺傷害に該当する可能性が生じた。
- (3) 審議会の審議を踏まえ、被申立人あてに「すみやかにこれらの事実の確認調査を実施したうえで、当該共済契約にかかる支払の可否を再検討し、それらの結果にかかる陳述書、および証拠書類として訂正後の診断書等の提出」を依頼した。
- (4) 被申立人による診断担当医への再調査の結果、「右足関節に関する部分は災害給付特約共済金額 1,000 万円に対し 20%（第 8 級）の支払となるため 200 万円となるが、当初 5%（第 10 級）にあたる 50 万円を支払済みであることから差額分の 150 万円について支払う。」ことの決定がなされ、結果的に申立内容が充足されることとなった。
- (5) 審議会より申立人あてに、被申立人が申立内容と同様の支払決定をしたことを連絡したところ、申立人から裁定申立取下書の提出があったため、裁定手続は終了となった。